

下田税務署から所得税の 確定申告等についてお知らせします

	所得税の確定申告等	年金受給者向け 確定申告説明会	無料税務相談所
お知らせ概要	下記のとおり確定申告会場を開設します。なお期間中下田税務署内では申告書の相談を行っています。	下記のとおり年金受給者を対象とした確定申告説明会を開催します。当日は、申告書の作成及び提出ができます。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日程	2月16日(金)～3月15日(木) (※土日除く)	2月14日(水)・15日(木)	2月16日(金)～2月23日(金) (※土日除く)
受付時間	9時～17時 (受付終了：16時)	9時～12時 13時～16時	9時30分～12時 13時～16時
会場	下田市民スポーツセンター (サンワーク下田) 下田市敷根 761		
	第一会議室	第一会議室	第二会議室
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> 申告に必要な、平成29年分の収入(所得)を証明する書類等 営業・不動産所得のある方は収入経費の分かる帳簿や書類等 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年分の公的年金等の源泉徴収票 電卓、筆記用具 年金以外にも所得がある方は、所得金額を計算するために必要な書類等 	<ul style="list-style-type: none"> 申告に必要な、平成29年分の収入(所得)を証明する書類等 営業・不動産所得のある方は収入経費の分かる帳簿や書類等
	各種控除証明書、領収書、印鑑、本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの、税務署からの確定申告のお知らせ、マイナンバーを確認できる書類、身元確認ができる書類(免許証等)		
その他	電子申告(e-Tax)にて申告相談を行います。税務署から送られたハガキ、封書、「利用者識別番号等の通知」をお持ちであればご持参ください。	年金以外の収入がある方は、2月16日以降に確定申告会場でご相談ください。	会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。
本人確認について	平成28年分以降の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であり、申告者の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。 本人確認を行うときに使用する書類の例 例1) マイナンバーカード 例2) マイナンバー通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証等		

その他のお知らせ

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月15日(木)です。
- ・消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、4月2日(月)です。
- ・譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」で行ってください(市役所の会場では受け付けておりません)。

問合せ先 下田税務署 ☎20185

※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。ご用件に応じて番号を選択してください

市県民税の申告は 正しくお早めに!



申告期間は
2月16日～3月15日まで

問合せ先 税務課市民税係 (窓口⑨) 2218

平成30年度(平成29年中の所得)市県民税の申告は、2月16日(金)から3月15日(木)まで(土日除く)の9時から16時まで、市役所2階大会議室で受け付けます。
また、各地区でも出張会場を設けます。日時や会場については来月号の広報でお知らせします。

●申告の前の「ご準備を

申告期間中は混雑し、待ち時間が長くなること予想

れます。収支内訳書、医療費控除等は計算を事前に済ませてください。

●申告が必要な方

平成30年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。平成29年中に所得がなかった方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税の算定をする際の基礎資料となりますので申告してください。

ただし、所得税の確定申告をする方や、給与所得者で年末調整が正しく済まされ、その他に所得がない方は申告する必要がありません。

セルフメディケーション 税制について

「セルフメディケーション税制」(医療費控除の特例)が新設されました。
平成29年分の所得税の確定申告(平成30年度分市県民税の申告)から利用することができます。

この制度は、健康診断等の健康の維持・増進や疾病の予防のための「一定の取組」を行う個人が、平成29年1月1日以降に薬局等で「スイッチOTC医薬品(医療用から転用されて販売される医薬品)」を購入した場合、「医療費控除の特例」として所得控除を受けられます。

※従来の医療費控除との併用はできませんので、「医療費控除(従来の控除)」か「医療費控除の特例」のどちらかを選択していただき、控除を受けていただくこととなります。

●一定の取組とは?

特定健康診査(メタボ検診)、がん検診、予防接種、勤務先が行う健康診断、人間ドック(保険者が行うもの)等が該当します。
全額自費で行う健康診査等は「一定の取組」に該当しない場合があります(詳細は税務課へお問い合わせください)。

●所得控除の制限はあるの?

スイッチOTC医薬品の購入額のうち1万2千円を超えた分が控除対象となります。(※上限額8万8千円)

●控除額

スイッチOTC医薬品等の購入総額等ー保険金等の補てん額ー1万2千円

**セルフメディケーション
税 控除対象**

多くの商品にはこのマークが付いています。

領収書の表示例

国 税 薬 局	
虎ノ門店 TEL: 03-*****	
東京都千代田区麹町*****	
■ 領収書 ■	
2017年4月1日(土) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,273
スツヤク60	¥760
ハンドソープ	¥236
★カクテイ胃腸薬MN	¥691
小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥236
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

計算例①(年間の購入費5万円※補てん金なし)
5万円ー1万2千円=3万8千円(控除額)

計算例②(年間の購入費15万円※補てん金なし)
15万円ー1万2千円=13万8千円(控除額は上限額の8万8千円)

●申告時に必要なものは?

次の2種類の書類を持参してください。

①対象となる医薬品を購入した際のレシート、領収書等(本制度の対象となる医薬品には、レシート等にその旨が分かる記載がされています)。

②一定の取組を行ったことを示すもの(健康診断等の領収書や結果表等)